

利用者負担について（報告）

1 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方

新制度においては、利用する施設・事業所に関係なく、保育料（利用者負担）に対する考え方が統一され、保護者は、いずれの教育・保育施設または事業所を利用する場合にも、世帯の市町村民税額に応じて保育料を負担し、所得状況に応じた公的給付を受けることとなっている。なお、保育料は、国が政令により定める額を上限に、町が定める。

2 利用者負担額の設定

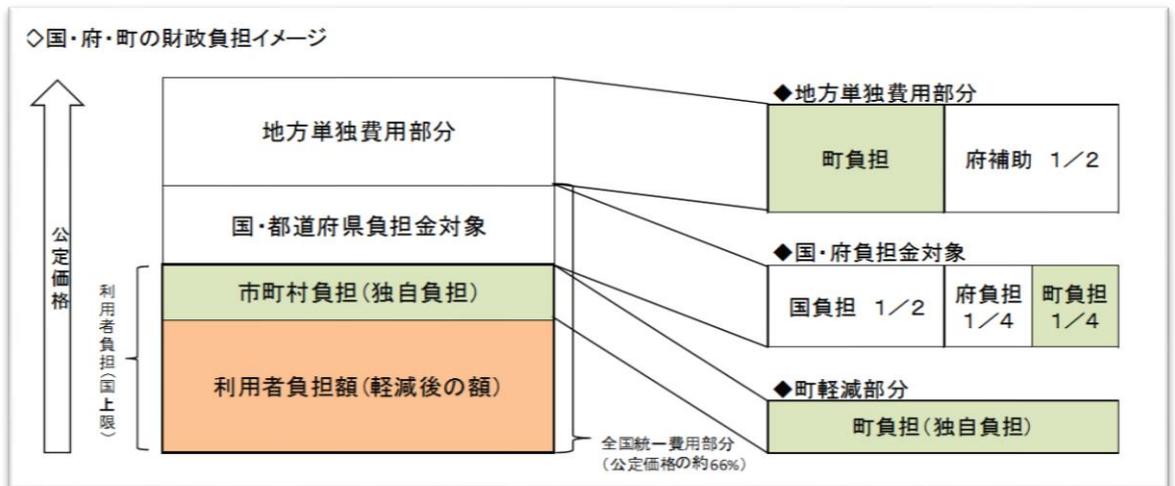
(1) 1号認定

①施設型給付費の公費負担割合

施設型給付費＝公定価格－利用者負担額 ※公立施設の施設型給付費は、全額町負担

1号認定の場合には、公定価格が全国统一費用部分（公定価格の約66%）、地方単独費用部分に分かれ、国・府・町の費用負担割合がそれぞれ異なる。また、国の定める利用者負担額よりも町独自で軽減措置をとる場合には、全額が町負担となる。

- 地方単独部分の1/2は町負担となるため、現在の就園奨励費補助の仕組みと比較すると町の財政負担は増える見込み。平成27年度時点では、多くの私立幼稚園が新制度に移行していないが、今後の移行状況等を考慮し、利用者負担額の見直しが随時必要。



②利用者負担額の考え方

ア) 公立施設（公立幼稚園、公立認定こども園）の保育料

- 本町には公立施設はなく、特に設定しない。

イ) 私立施設（私立幼稚園、私立認定こども園）の保育料 ※町外の私立施設利用も含む。

- 新制度移行後の利用者負担の増加を防ぐため、原則として現行の保護者の負担水準を維持した負担額を設定することとする。

◎本町の財政支援の状況

- ・私立幼稚園就園奨励費補助 ※各園に一律の保育料を支払った後、所得に応じた補助を受ける仕組み
- ・私立幼稚園通園費補助（保護者に対する月額3,000円の補助）
- ・私立幼稚園運営補助金（施設に対する補助）

- 国が示す保育料上限額は、現行の私立幼稚園の保育料額の全国平均額から、所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いて設定されていることから、この上限額から、町が独自で実施している私立幼稚園通園費補助額である月 3,000 円を差し引いた額を、町の利用者負担額として設定する。

※階層②市町村民税非課税世帯については、国保育料上限額（3,000 円）が現行における実質の利用者負担額（6,100 円）を下回っており、国保育料上限額を町利用者負担額として設定。

◇利用者負担額（1号認定・月額）

階層区分	(参考) 国保育料上限額	町利用者負担額
①生活保護世帯	0 円	0 円
②市町村民税非課税世帯	3,000 円	3,000 円
③所得割課税額 77,100 円以下	16,100 円	13,100 円
④所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円	17,500 円
⑤所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円	22,700 円

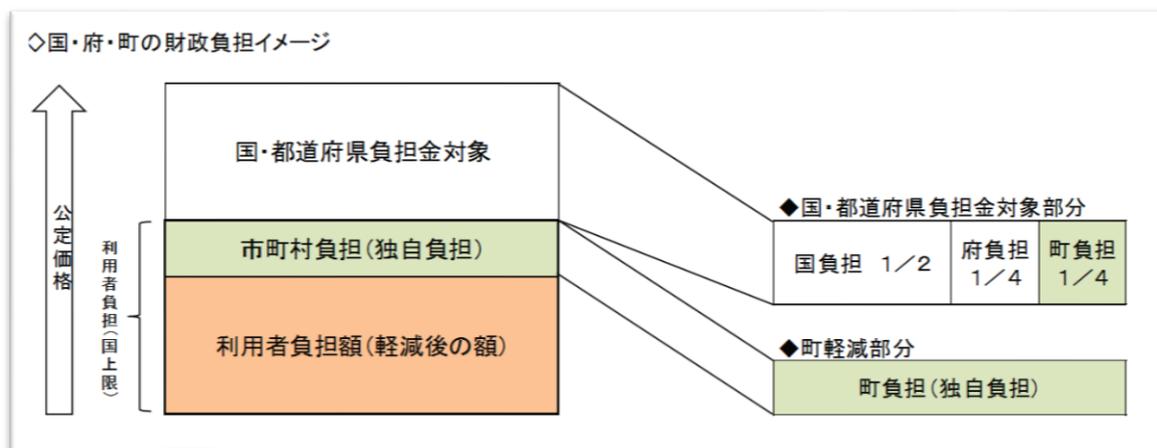
※年少から小学校3年までの範囲に子どもが2人以上いる場合には、第2子半額、第3子無料。

(2)2号・3号認定

①施設型給付費・地域型保育給付費の公費負担割合

$\text{施設型給付費等} = \text{公定価格} - \text{利用者負担額}$ ※公立施設の給付費は、全額町負担

給付費は、国：府：町＝2：1：1の割合で負担する。なお、国の定める利用者負担額よりも町独自で軽減措置をとる場合には、全額町負担となる。



②利用者負担額の考え方

ア) 公立施設、公営地域型保育事業の保育料

- 現在本町では、国の設定する保育料の階層区分を独自に細分化（計 30 階層）している。新制度移行後の利用者負担の増加を防ぐため、原則として、現行の階層区分及び保育料を引き継ぐこととし、各階層の基準額について、所得税額から市町村民税額への置き換え作業を行う。
- 新制度では、保護者の就労等の状況による保育の必要量に応じて、「保育標準時

間」と「保育短時間」の2つの認定区分が設定されている。国基準の利用者負担額は、保育標準時間が現行の保育料水準を基本として設定、保育短時間が保育標準時間の98.3%を基本として設定しており、本町もこの考え方に準拠する。

※保育認定区分について

保育認定区分	就労時間	利用できる保育時間(町整理)
保育標準時間	月 120 時間以上 (フルタイム 就労を想定)	月 275 時間まで (11 時間/日)
		①通常保育時間 (8:30～16:30) ②時間外保育時間 (7:00～8:30、16:30～18:00) のうち必要な時間 ※18:00～19:00 の 11 時間を超える部分は「延長保育時間」として 位置づけ。現在、延長保育時間の利用に係る追加負担はなし。
保育短時間	月 60 時間以上 120 時間未満 (パートタイム 就労を想定)	月 200 時間まで (8 時間/日)
		原則、通常保育時間のみ (8:30～16:30) ※保護者の勤務時間帯等により必要な場合には、1 日 8 時間利用の 原則を踏まえた上で、時間外保育時間 (7:00～8:30、16:30～ 18:00) のうち必要な時間を利用 ※延長保育時間(18:00～19:00)の利用は基本的に想定していない。

イ) 私立施設、民営地域型保育事業の保育料

公立・私立の区分による利用者負担額の差は設けず、(ア)と同様の考え方とする。

◇利用者負担額(2・3号認定・月額) ⇒ 別紙基準表のとおり設定

(参考) 国の定める上限額

階層区分	保育料上限額			
	3 歳以上		3 歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
②市町村民税非課税世帯	6,000 円	6,000 円	9,000 円	9,000 円
③所得割課税額 48,600 円未満	16,500 円	16,300 円	19,500 円	19,300 円
④所得割課税額 97,000 円未満	27,000 円	26,600 円	30,000 円	29,600 円
⑤所得割課税額 169,000 円未満	41,500 円	40,900 円	44,500 円	43,900 円
⑥所得割課税額 301,000 円未満	58,000 円	57,100 円	61,000 円	60,100 円
⑦所得割課税額 397,000 円未満	77,000 円	75,800 円	80,000 円	78,800 円
⑧所得割課税額 397,000 円以上	101,000 円	99,400 円	104,000 円	102,400 円

※小学校就学前までの範囲に子どもが2人以上いる場合には、第2子半額、第3子無料。

3 利用者負担額の規定方法

(1) 公立施設の保育料

公の施設の使用料として、町の徴収根拠及び保育料の金額を定める。

- ・精華町立保育所設置条例の改正
- ・精華町立保育所管理規則の改正

(2) 私立施設、地域型保育事業(民営)の保育料(1～3号認定とも)

- ・利用者負担額を定める規則の制定

※保護者と施設の直接契約のため、徴収根拠は不要